

# 都立家政駅周辺地区まちづくり検討会 規約

## (名称)

第1条 この会は、都立家政駅周辺地区まちづくり検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 検討会は、西武新宿線の連続立体交差化や道路等の整備を契機として、地域住民が主体的にまちづくりを行い、西武新宿線都立家政駅周辺地区（別図に示す区域をいう。以下「本地区」という。）をより魅力的で活力があり、安全・安心なまちとすることを目的とする。

## (活動内容)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりに必要な調査・研究
- (2) まちづくりを実現するための方策の検討
- (3) まちづくりについての住民意向の把握
- (4) まちづくりに関する広報
- (5) その他、まちづくりを進めるために必要な活動

## (会員)

第4条 検討会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 別表の団体の長。または、長の推薦する者。
- (2)本地区に居住する者、営業若しくは勤務する者又は土地若しくは建物を所有する者で、検討会の目的等に賛同し、公募に応じ選出された者。

## (相談役)

第5条 検討会は、相談役を置くことができる。

- 2 相談役になることができるものは、別表の団体の長とする。
- 3 相談役は、検討会から求められた場合、検討会の議事及び運営について、意見を述べ、助言することができる。
- 4 相談役は、第9条に規定する総会において議決権をもたない。

## (役員)

第6条 検討会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 会計 2名
  - (4) 幹事 3名以内
- 2 役員は、相談役を除く会員の互選により選出する。
  - 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
  - 4 会長は、必要に応じ役員会を開催することができる。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。この場合、会長があらかじめ指定した順序でその職務を代理する。
- 6 会計は、検討会の経理を担当する。
- 7 幹事は、ホームページの運営その他必要に応じ検討会の事務を行う。
- 8 役員の任期は、選出された日から起算して2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 役員は任期満了後、通常総会で新役員が選出承認されるまでの間、その職務を代行する。

(会計)

第7条 検討会の経費は、会費、寄付金、助成金等をもって充てる。

- 2 検討会の会費は、別途役員会で定め、総会で承認する。
- 3 検討会の会計年度は、毎年9月5日から翌年9月4日までとする。なお、経過措置として、平成30年4月1日から平成30年9月4日までを1会計年度とする。

(監査)

第8条 検討会は、監査を置く。

- 2 監査は、検討会の会計監査を行う。
- 3 監査は、相談役を除く会員の互選により2名選出し、総会で承認を得る。
- 4 監査の任期は、別途協議する。

(総会)

第9条 通常総会は、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は相談役を除く会員の3分の1以上の者から要求があった場合に、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。
- 4 総会は、相談役を除く会員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ず欠席する場合は様式第1号の委任状の提出をもって出席に代えることができる。
- 5 議事は、委任状提出者を含めた出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の各号について審議することができる。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 役員の選出承認に関すること
  - (4) 規約の改廃に関すること
  - (5) 休止又は解散に関すること
  - (6) その他重要事項に関すること

(会員以外による検討会への出席)

第10条 会長は、必要に応じて検討会にまちづくりに関する有識者を出席させ、又は、資料等の提出を求めることができる。

- 2 検討会は原則として公開し、検討会の承認を得た傍聴者は意見を述べることができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号に該当する場合、その資格を失う。

- (1) 第2号様式の退会届により、退会の申し出があった場合
- (2) 継続して1年以上会費を滞納した場合
- (3) 検討会の目的や活動を妨げる行為、又は、検討会の信用を著しく損なう行為があった場合
- (4) その他、検討会への継続的な参加が困難となった場合

2 前項第3号の場合、総会の議決を必要とする。

(その他)

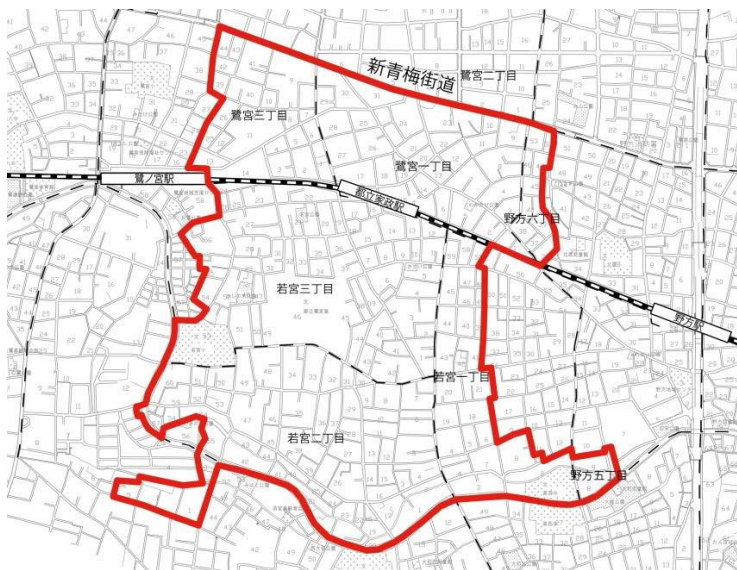
第12条 検討会は、都市計画の是非を議論しないものとする。

2 この規約に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年9月5日から施行する。
- 2 この規約は、平成30年6月22日から改定施行する。

別図 (第2条関係)



**野方五丁目 8～9番**

**野方六丁目 36番の一部、37～39番、  
40番の一部、45番の一部、46番、  
47番の一部、52～53番**

**白鷺一丁目 1～3番、5番**

**若宮一丁目 1～8番、11番の一部、  
18～21番、39～49番、57～59番**

**若宮二丁目 1～55番、57～60番**

**若宮三丁目 1～56番**

**鷺宮一丁目 全域**

**鷺宮三丁目 1～14番、25～26番、  
39～44番**

別表 (第4条、第5条関係)

団体名
大和町西部自治会
大和町北協和会
若宮一丁目町会
鷺南自治の会
若宮三丁目町会
鷺宮三丁目町会
都立家政商店街振興組合

第1号様式 委任状（第9条関係）

都立家政駅周辺地区まちづくり検討会  
会長 殿

委 任 状

私は 年 月 日開催の  
「都立家政駅周辺地区まちづくり検討会総会」を欠席  
しますので、検討会の会員である  
(代理人氏名) \_\_\_\_\_を代理人として当日  
の総会におけるすべての権限を委任します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

第2号様式 退会届（第11条関係）

都立家政駅周辺地区まちづくり検討会  
会長 殿 年 月 日

退 会 届

この度私は、都立家政駅周辺地区まちづくり  
検討会を退会致しますので、届出いたします。

氏 名
住 所
退会年月日